# 加須市立豊野小学校 いじめの防止等のための基本的な方針

加須市立豊野小学校

# 加須市立豊野小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

# 目 次

	はじめに2
1	いじめの問題に関する基本的な事項2
2	いじめの未然防止のための取り組み4
3	いじめの早期発見への取り組み4
4	いじめの早期解決への取り組み 5
5	いじめ防止等のための組織の設置 5
6	いじめの重大事態への対応6
7	いじめ問題への組織的対応図7
8	年間行事予定8

# はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の 健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重 大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校は、旧大利根町の南部に位置し、平成22年3月23日に合併し、加須市立豊野小学校と改称した。教育に対しての期待も大きく、PTA活動・学校応援団等を軸として大変協力的である。また、3世代同居家庭が多く、精神的に安定している児童が多いのが本校の特徴である。しかしながら、いじめ等が発生しないとは言えない。

本校では、文部科学省におけるいじめの定義をもとに、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない」という認識に立ち、児童が安心安全で明るく楽しく学校生活が送れるように「いじめの防止等の基本的な方針」を策定した。加須市立豊野小学校いじめ防止等のための基本的な方針(以下、「豊野小学校基本方針」)は、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「加須市基本方針」)に基づき、加須市(以下、「市」)・学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を

# 1 いじめの問題に関する基本的な事項

(1) いじめの定義

定めるものである。

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 (インターネット等を通じて行われる同様の行為も「いじめ」に含まれる。)

具体的な様態には、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団で無視をされる
- ③ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられた りする
- ⑤嫌なことや恥ずかしこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする
- ⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

#### (2) いじめに対する基本認識

こどものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識を もち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ○いじめは絶対に許されない
- ○いじめは卑怯な行為である
- ○いじめはどのこどもにも、どの学校でも、起こりうる
- ○いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

#### (3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ○全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること
- ○いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられたこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童と大人が認識できるようにすること
- ○いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、児童がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること
- ○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要である ことを認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携・ 協働の下、いじめの問題の克服を目指すこと

## (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも起こりうるものである。」との認識に立ち、以下の3つの視点でいじめの防止等のための取組を行う。

#### ○いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、関係者が一体となってい じめを生まない土壌をつくることが必要である。

そのためには学校の教育活動全般を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」という基本認識の徹底を図り、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むこと、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをすること等も重要であり、併せて、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行うことも必要である。

#### ○いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめの早期発見のために、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみに依ることなく「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

#### ○いじめの早期解消

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案によっては関係機関との連携が必要となってくる。

このため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、学校における組織的な対応

を可能とするような体制整備を行っていく。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止等のための対策を講じる。「学校基本方針」は、1年ごとに見直す。

# 2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを未然に防止するため、いじめに向かわせないために以下の取り 組みを行う。

(1) 教職員は、授業において、基礎・基本を重点的に扱い、基礎的な知識や 技能を児童に習得させ、わかりやすい授業を行う。児童に達成感を味わわ せることにより自尊感情を育む。

学級活動においては、話合い活動を重視し、集団や社会の一員として、 進んでよりよい生活づくりに参画しようとする力を育成する。

学校行事においては、児童の活動時間の確保に努め、児童が自発的、自治的に活動できるように努める。久喜特別支援学校、大利根中学校との交流や地域行事へのボランティア活動等では、活動を振り返ったり発表し合ったりする場等を設定し、コミュニケーション能力の育成を図る。

(2) 学級担任は、常時いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気をつくる。相手に不快な思いをいだかせる言動はもとより、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。いじめを抑制する仲裁者を育てる。

教職員の不適切な言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを 助長したりすることのないよう、注意を払う。

- (3)養護教諭は、学校保健委員会等さまざまな教育活動の場面で命の大切さを取り上げる。
- (4)生徒指導主任は、いじめの問題について校内研修や職員会議等で取り上 げ、教職員間の共通理解を図る。
- (5) 児童会担当は、児童会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置等、児童がいじめの問題に主体的に参加できるようにする。
- (6)管理職は、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、さまざまな体験活動、読書等の計画的な推進を図る。また、朝会等の講話にいじめの問題を取り入れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気をつくる。

# 3 いじめの早期発見への取り組み

教職員は児童のささいな変化であっても、いじめではないかという疑い を持ち、いじめの早期発見に取り組む。

- (1) 教職員は、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを常時認識し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- (2) 学級担任は、「彩の国 生徒指導ハンドブック(New I's)」にある「い

じめ発見のチェックポイント」を年3回(5月、11月、2月)活用し、該当する項目があれば児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときは 生徒指導主任に相談する。

- (3)養護教諭は、保健室を利用する児童との話の中等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- (4)管理職は、児童や保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

# 4 いじめの早期解決への取り組み

教職員が、児童のささいな変化に気付き、児童の現状を情報共有し、速やかに以下の取り組みを行う。

- (1) 教職員は、いじめと疑われる行為を発見したり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談があったりした場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (2) いじめられた児童に対し、いじめから守ることを伝え、不安を取り除く。 また、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、その児童に寄り 添える体制をつくる。また、家庭との連携を図り、学校の取り組みについ ての情報を家庭に伝える。
- (3) いじめた児童へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させる。
- (4) 学級担任は、学級で話合いを行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、いじめを見ていた児童に対しては、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (5) スクールカウンセラーは、児童・保護者がいじめに関わる相談ができる ような相談体制を確立する。
- (6) 道徳教育部・特別活動部は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通 う対人関係を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育・体験活動の 充実を図る。

# 5 いじめ防止等のための組織の設置

いじめ防止等の対策を行うため、生徒指導委員会を設置する。

### (1) 構成員

全職員とする。必要に応じて、心理・福祉の専門家等も加える。

- (2) 主な活動内容
  - ・児童対象に「心のアンケート調査」を年3回(5月、11月、2月)実施する。
  - ・全教職員で問題を抱えている児童について、現状及び今後の指導方法 について情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。

- ・いじめを把握した場合には、学級担任、生徒指導主任、養護教諭、 管理職等で役割を分担し、指導・支援体制を組む。
- ・児童の生命・身体等に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに 加須警察署に通報し、援助を求める。

# 6 いじめの重大事態への対応

#### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、児童が以下のような状態になった場合をいう。

- ○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・自殺を企図する
- ・身体に重大な障害を負う
- ・金品等に重大な被害を負う
- ・精神性の疾患を発症する 等
- ○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・年間30日以上の欠席をする
- ・一定期間連続して欠席をする

## (2) 重大事態の報告及び調査の主体

いじめの防止対策推進法第 28 条における重大事態に至った場合は、加 須市教育委員会へ報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための 組織」を中心に調査を行う。

#### (3)調査を行うための組織

調査組織は、公平性・中立性確保の観点から生徒指導委員会を母体とし、 心理・福祉の専門家等の専門的知識・経験を有する者で、当該いじめ事案 の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者を加える。

# (4)調査の実施

調査にあたっては、いじめ行為の事実関係を網羅的に明確にする。たとえ、学校側に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。アンケートから得られたことは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の児童や保護者に説明しておく。

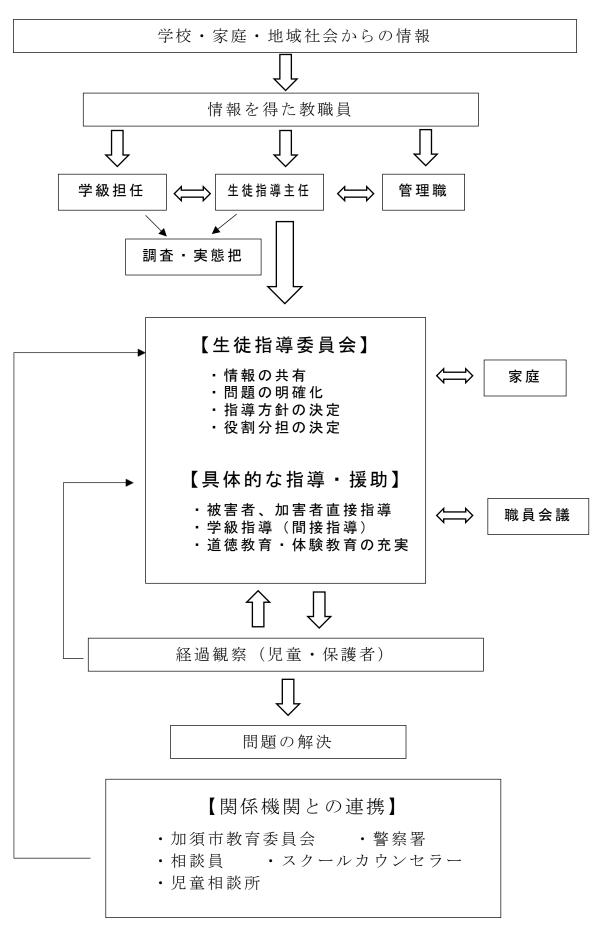
### (5)調査結果の提供及び児童への説明

明らかになった事実関係をいじめられた児童や保護者に適切に提供する。ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

#### (6)調査結果の報告

調査結果を加須市教育委員会へ報告する。その際、いじめられた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

# いじめ問題への組織的対応図



# 7 年間行事予定

月	<del>7                                    </del>
4月	・今年度「いじめの防止基本方針」の修正・追加(職員会議)
5月6月7月	「いじめ撲滅期間5/1~5/10」 ・いじめ撲滅メッセージの取組(生徒指導部) ・あいさつ運動の充実(生徒指導部) ・「心のアンケート調査」の実施(生徒指導委員会) ・問題を抱えている児童に係る現状及び今後の指導方法の情報交換(生徒指導委員会) ・授業改善に係わる授業研究(校内研修部) ・学級における話合い活動の充実(特別活動部)
	員会)
8月	・いじめ防止に向けた校内研修(生徒指導部)
9月	
10月	・いじめに関する道徳授業の実施(道徳教育部)
1 1 月	「いじめ撲滅期間11/1~11/10」 ・あいさつ運動の充実(生徒指導部) ・「心のアンケート調査」の実施(生徒指導委員会) ・問題を抱えている児童に係る現状及び今後の指導方法の情報交換(生徒指導委員会)
	・「いじめの防止基本方針」 2 学期評価・改善検討(生徒指導委員会)
2月	「いじめ撲滅期間 2 / 1 ~ 2 / 1 0」 ・あいさつ運動の充実(生徒指導部) ・「心のアンケート調査」の実施(生徒指導委員会) ・問題を抱えている児童に係る現状及び今後の指導方法の情報交換(生徒指導委員会) ・学校評議員及び学校関係者評価委員における基本方針の協議(管理職)
3 月	・今年度の問題の検討及び来年度の取り組みの検討(生徒指導委員会)